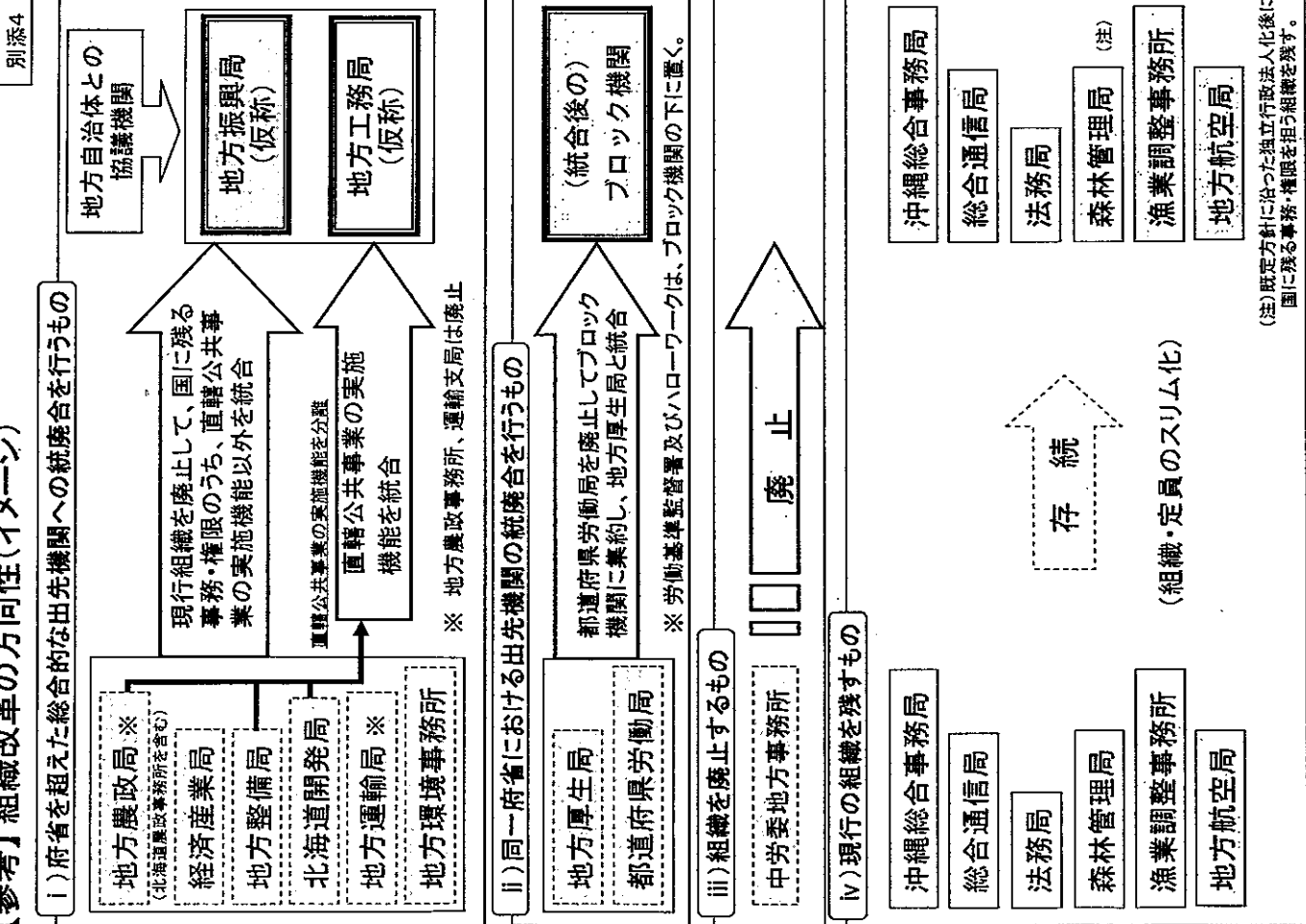


国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

- 沖縄総合事務局** ⇒ 組織・定員のスリム化
 - 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
 - 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕
- 総合通信局** ⇒ 組織・定員のスリム化
- 法務局** ⇒ 組織・定員のスリム化
- 地方厚生局** ⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合
 - 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
 - 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
 - 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕
- 都道府県労働局** ⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合
 - 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
 - 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕
- 中央労働委員会地方事務所** ⇒ 廃止
- 地方農政局** ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合
 - JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
 - 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
 - 国土土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
 - 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
 - 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
 - 米穀の買入れ・売渡し業務〔実施主体の見直し〕
- 森林管理局** ⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す
 - 国有林野事業(人工林の整備等)〔一部独法化〕
 - 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕
- 漁業調整事務所** ⇒ 組織・定員のスリム化

- 経済産業局** ⇒ 地方振興局(仮称)に統合
 - 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
 - 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
 - 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
 - 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
 - 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕
- 地方整備局** ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合
 - 国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕
 - 国営公園の管理〔地方移管〕
 - 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
 - 直轄砂防事業〔要件明確化〕
 - 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕
- 北海道開発局** ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合
 - 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
 - 道州制特区制度に基づく取組みの推進
- 地方運輸局** ⇒ 地方振興局(仮称)に統合
 - 自動車登録事務〔一部独法化〕
 - 自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕
 - 自動車道事業〔地方移譲〕
 - 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕
- 地方航空局** ⇒ 組織・定員のスリム化
- 地方環境事務所** ⇒ 地方振興局(仮称)に統合
 - 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
 - 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
 - 土壌汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
 - 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し
 ※ 「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的内容は、勧告別紙2を参照



(2) 規制改革について

① 経緯

| | | |
|--------|-----|--|
| 平成19年 | | |
| 1月 | 26日 | 規制改革会議設置 (規制改革・民間開放推進会議の後継組織) |
| 5月 | 30日 | 規制改革推進のための第1次答申 決定 |
| 6月 | 22日 | 規制改革推進のための3か年計画 閣議決定 |
| 12月 | 25日 | 規制改革推進のための第2次答申 決定 |
| 平成20年 | | |
| 3月 | 25日 | 規制改革推進のための3か年計画(改定) 閣議決定 |
| | | 規制改革会議が関係省庁等に対し、ヒアリング、折衝等を実施 |
| 12月 | 22日 | 規制改革推進のための第3次答申 決定 |
| | 26日 | 第3次答申のうち「Ⅱ.各重点分野における規制改革」の「具体的施策」の部分について、最大限尊重する旨の閣議決定 |
| | | ※「具体的施策」部分以外については、「最大限尊重」の閣議決定の対象外 |
| 平成21年 | | |
| 3月(予定) | | 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」の再改定 |

② 規制改革会議第3次答申について

- 本答申は、19年1月に発足した規制改革会議が19年12月にまとめた第2次答申に続くものであり、「Ⅱ. 各重点分野における規制改革」の「具体的施策」の部分について、最大限尊重する旨の閣議決定が行われた。

○ 厚生労働省関係の「具体的施策」について(抄)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1. 社会保障・少子化対策

(1) 医療分野

① ライフサイエンス分野の規制改革

- ア 医療機器開発の円滑化【平成21年度措置】
- イ 医工連携（医師とエンジニアの役割分担）【平成21年度措置等】
- ウ 高度医療評価制度の積極的運用【平成21年度以降逐次実施等】
- エ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構等の機能・体制強化
【平成21年度以降逐次実施等】
- オ スーパー特区（先端医療開発特区）提案における規制改革要望の実現
【平成21年度以降逐次実施】

② 医療のIT化の推進

- ア ITの推進による質の医療への転換
 - (ア) レセプト様式の見直し
 - a 傷病名と医療行為のリンク付けの検討【平成20年度検討開始】
 - b 傷病名コードの統一の推進【平成20年度以降逐次実施】
 - c 処方せん・調剤レセプトにおける医療機関コードの記載
【平成23年度のレセプトオンライン化の過程で検討】
 - d 診療行為年月日の記載
【平成23年度のレセプトオンライン化の過程で検討・結論、措置】
 - e 情報活用体制の整備【平成21年度までに措置】
 - (イ) 包括払い・定額払い制度への移行の促進【平成21年度検討】、質に基づく支払いの更なる推進【平成20年度以降引き続き検討】
 - (ウ) DPCデータの活用方策の実施
【平成20年度検討・結論、平成21年度措置】

③ 医薬品に関する規制改革

- ア 後発医薬品の使用促進
 - (ア) 後発医薬品の使用促進策の効果検証及び追加施策の実施
【効果検証につき平成20年度措置、追加施策につき平成21年度検討・結論】
 - (イ) 新薬開発のインセンティブと後発医薬品の普及促進に配慮した薬価改定
【平成20年度検討開始、平成21年度結論】

④ 医師及び他の医療従事者の供給体制の在り方の検討

ア 医師と他の医療従事者の役割分担の推進

(ア) 役割分担の更なる推進施策の実施【平成 20 年度検討、逐次措置】

(イ) 専門性を高めた職種の導入【平成 20 年度検討開始】

イ 医師供給体制の見直し

(ア) 医師養成の在り方の見直し検討【平成 20 年度検討開始】

(イ) 多様な人材を受け入れる医師養成の検討

【平成 20 年度検討開始、21 年度結論】

⑤ 評価療養制度の適切な実施 <①ウの再掲>

⑥ 医療関係者による緊急避難的な応急手当に関する実態調査の実施、及び、実態把握を踏まえた対応策の検討【平成 20 年度実態把握、平成 21 年度対応策検討】

⑦ 遠隔医療の普及・促進施策の実施【平成 20 年度以降逐次措置】

(2) 福祉・保育・介護分野

① 介護分野

ア 生活困窮者への介護保険サービスの適切な提供

【平成 21 年度検討・結論・措置】

イ 介護人材の養成と確保に係る対策の見直し

【平成 20 年度結論、平成 21 年度措置】

② 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(イ) 直接補助方式（バウチャー等）の導入【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

イ 保育所に係る制度改革と運用改善

(ア) イコールフットィングによる株式会社等の参入促進【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、詳細について検討・結論・措置】

(イ) 地域の実情に応じた施設の設置の促進【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年末までに結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(ウ) 保育所における給食の外部搬入方式の容認

【平成 20 年度検討、できる限り早期に結論等】

(オ) 入所選考等に係る情報開示の徹底【平成 21 年度措置】

ウ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

(ア) 認定こども園制度の見直し

a 運用改善による普及の促進【平成 20 年度より逐次実施】

b 認定こども園の制度改革【平成 20 年度結論】

(イ) 家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組

a 家庭的保育者の要件の緩和

【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】

b 実施基準・ガイドラインの適切な策定

【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】

c 対象児童の拡大【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成 20 年末までに検討、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

d 「家庭的保育支援者」の見直し

【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】

(ウ) 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】

(エ) 認可外保育施設の質の維持・向上【平成 21 年度措置】

(オ) 「放課後子どもプラン」の見直し

a 「放課後子どもプラン」の推進と見直し【平成 21 年度措置等】

b 放課後児童クラブの体制整備【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 21 年度以降、結論・措置】

(3) 雇用・就労分野

② 保育士資格制度

ア 保育士養成施設等における科目等の見直し【平成 21 年度結論】

イ 多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

【平成 21 年度結論】

③ 生活保護制度の見直し

ア 稼働可能世帯の就労促進や保護脱却に資する仕組みづくり

【平成 21 年度検討】

④ 病児・病後児保育サービスの拡充

ア 病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

【平成 21 年度結論、平成 22 年度配置】

イ ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かりが、適切に行われるための仕組みづくり【平成 20 年度結論、平成 21 年度から措置】

2 農林水産業・地域

(1) 農林水産業分野

キ 生鮮食品の栄養成分の表示について

(ア) 生鮮食品の栄養成分等の表示に向けた取組への支援強化

【平成 21 年度措置】

(イ) 生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援強化【平成 21 年度措置】

(2) 地域活性化分野

① 補助対象財産の転用等の弾力化について

(イ) 補助対象財産の転用等に係る情報提供・周知の徹底

【平成 20 年度以降継続実施】

(ウ) 補助対象財産の転用等に係るフォローアップ

【平成 20 年度以降継続実施】

4 国際競争力向上

(1) 海外人材分野

① 在留外国人の権利・義務確保のための制度的インフラの整備

ア 社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格変更等に当たつての考慮

(イ) 社会保険制度未加入の外国人の社会保険加入を促進するための関係行政機関の連携の仕組みの検討【平成 20 年度検討・結論】

(ウ) 個々の外国人が加入している社会保険制度に関する情報提供について、関係行政機関等が連携できる仕組みの検討【平成 21 年検討】

ウ 外国人学校に対する感染症の発生の予防、及びそのまん延防止策の徹底

(イ) 南米系外国人学校の定点調査結果の感染症予防、まん延防止対策への活用【平成 21 年度以降継続実施】

② 日インドネシア E P A における看護師候補者・介護福祉士候補者受入れ支援の充実

ア 看護師候補者・介護福祉士候補者の保護のための講習実施体制の整備

【平成 20 年度措置】

イ 受入れ施設での就労・研修時におけるフォロー体制の充実

【平成 20 年度以降継続実施】

③ 外国人研修・技能実習制度の見直し

イ 研修生・技能実習生に対する保護措置の整備・拡充

(ア) 母国語による無料ホットラインの拡充

ホットライン開設時間の拡充【平成 21 年検討・結論】、受入れ機関の不正行為の発見及び研修生・技能実習生に対する保護【平成 21 年度以降継続実施】

(イ) 研修の開始時点における初期講習の整備【平成 21 年以降関係法令の施行
まで逐次実施】

(3) 運輸分野

① 航空分野における更なる規制改革～世界に開かれた日本の空の実現～

イ 空港の管理・運営制度の在り方

(ウ) C I Q のより一層の円滑化に向けた対応の検討

【平成 21 年度以降継続的实施】

5 社会基盤

(2) 労働分野

① 経済社会の現状と労働分野の規制改革の考え方

労働政策立案過程の改善【逐次実施】

② 判例の立法化の問題点—解雇権濫用法理等の見直し—

解雇規制にかかる実証研究の実施【平成 21 年検討】

③ 労働者派遣法の改正

イ 派遣と請負の区分の明確化

派遣と請負の区分の具体的当てはめの一層の明確化【平成 20 年度中に検討】

④ 労働市場におけるセーフティネットの拡充

ア 雇用保険制度の適用についての検討【平成 21 年検討】

イ 公共職業訓練の充実【平成 21 年検討】

ウ ジョブ・カード制度の充実【平成 21 年検討】

⑤ 育児支援策の適切な運用

育児介護休業法の適切な運用【平成 21 年措置】

⑥ 最低賃金法の見直し

最低賃金制度の効果検証の実施【平成 21 年以降検討、逐次措置】

(3) 基本ルール分野

① 規制にかかわる通知・通達等の見直しの計画的推進【逐次実施】

② 公文書管理の在り方等の見直し【平成 21 年度以降検討】

6 教育・資格改革

(1) 教育・研究分野

⑫ 競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築

【平成 21 年度中に検討・結論】

(2) 法務・資格分野

② 資格者法人の設立要件の緩和

ア 一人法人制度の創設【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】

イ 資格者法人社員の無限連帯責任の見直し

【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】

ウ 資格者法人の社員資格の拡大

【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】

③ 業務範囲の見直し

ア 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与

【平成 20 年度以降検討】

7 官業スリム化

(1) 官業改革分野

(2) 既往の会議等の官業改革のフォローアップ

② 船員保険保養所【平成 21 年度中措置】

※ なお、詳細については規制改革会議のホームページにおいて公表されている。

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html#thirdreport>

「規制改革推進のための第 3 次答申－規制の集中改革プログラム－（平成 20 年 12 月 22 日）」

③ 参考資料

規制改革会議

【設置】

平成19年1月26日設置（設置期限 平成22年3月31日）

【設置根拠】

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の規定に基づく内閣府本府組織令第38条により、内閣府に設置。

【所掌事務】

- ① 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- ② 内閣総理大臣の諮問に応じ、市場開放問題に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関する重要事項を調査審議すること。
- ③ 前二号に掲げる諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

【委員】

| | | |
|------|-------|--------------------------------------|
| 議長 | 草刈 隆郎 | 日本郵船（株）代表取締役会長 |
| 議長代理 | 八田 達夫 | 政策研究大学院大学学長 |
| 委員 | 有富 慶二 | ヤマトホールディングス（株）取締役会長 |
| | 安念 潤司 | 中央大学法科大学院教授 |
| | 翁 百合 | （株）日本総合研究所理事 |
| | 小田原 栄 | 東京都八王子市教育委員長 |
| | 川上 康男 | （株）長府製作所代表取締役社長 |
| | 木場 弘子 | キャスター・千葉大学特命教授 |
| | 白石 真澄 | 関西大学政策創造学部教授 |
| | 中条 潮 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| | 富山 和彦 | （株）経営共創基盤代表取締役CEO |
| | 福井 秀夫 | 政策研究大学院大学教授 |
| | 本田 桂子 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ・ジャパン プリンシパル |
| | 松井 道夫 | 松井証券（株）代表取締役社長 |
| | 米田 雅子 | 慶應義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事 |

4. 社会保障カード(仮称)について

社会保障カード（仮称）の検討状況について

【検討の経緯・検討状況】

- 平成19年7月5日「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について（政府・与党）」
・平成23年度中を目途に社会保障カード（仮称）を導入することとされた。（※IT戦略本部「重点計画2007」でも同様の記載）

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（抄）

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。

年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

○平成19年9月

厚生労働省に「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」設置

・内閣官房・厚生労働省・総務省が連携して検討

○平成20年1月 検討会にて「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」取りまとめ

○平成20年10月28日 「これまでの議論の整理」のとりまとめ

→現時点では検討会として一定の結論を得ているものではないが、1月の報告書以降のこれまでの検討結果を整理・公表

【今後の予定】

IT政策ロードマップ（平成20年6月11日IT戦略本部）（抄）

「2011年度中を目途に社会保障カード（仮称）を実現するため、2008年度中を目途に、当該カードの発行等にかかるシステムの基本計画等を検討する。

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日政府・与党会議）（抄）

○社会保障カード（仮称）実現に向けた環境整備

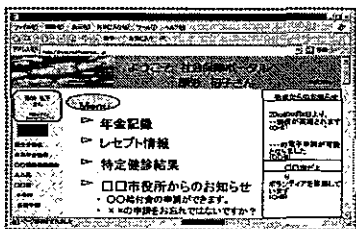
・実証実験の早期実施

・自らの健康情報や年金記録をオンラインで安全に閲覧できる環境の整備

「社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論のポイント」

- ◆ 社会保障カード（仮称）は、社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤となるもの。年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等の確認を可能にするものとして検討。
このような基盤が整備されることにより、情報の可視化、効率的できめ細かなサービス提供が一層進むことが見込まれる。
- ◆ 現時点で一定の結論が得られたものではないが、いくつかの仮定に基づく議論を整理したイメージを示し、今後、各方面のご意見を踏まえ、年度内を目途に基本計画を策定。

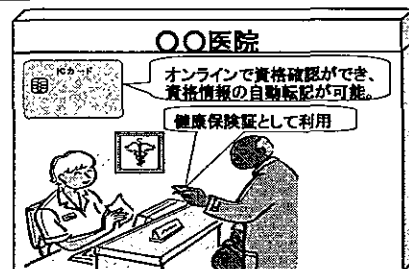
情報アクセスの基盤



社会保障ポータル（仮称）で年金記録や様々なお知らせ等が見られる

- 年金記録やレセプト情報等、自分の情報を確認・活用できる。正しい情報への修正、手続漏れや虚偽報告の抑止ができる。（年金記録問題、未加入・二重加入の防止）
- 自分の情報への不正なアクセスを監視できる。
- 様々なお知らせのコストを削減できる。（ねんきん定期便、各種通知等）

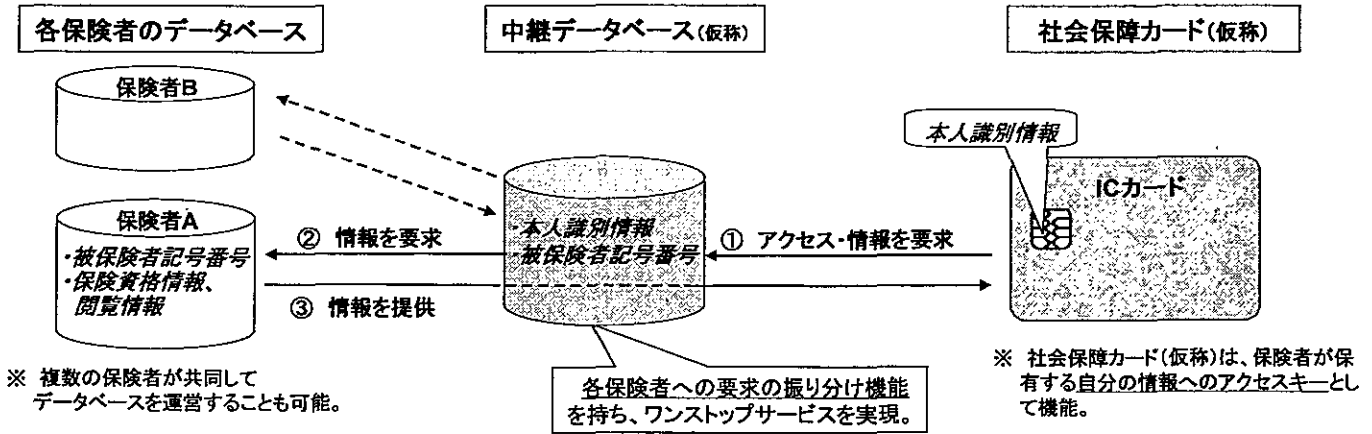
情報連携の基盤



- 健康保険証や年金手帳等が1枚のICカードになるとともに、転職の際でも保険証の取り替えが不要になる等、利用者等の手続を減らすことができる。
- 保険者、医療機関等の事務コストが削減できる。（医療費の過誤調整事務、保険証発行事務等）
- 給付調整等が容易になる。（高額医療・高額介護合算制度等）

※効果はいくつかの仮定に基づくもの

今回仮定した社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージ



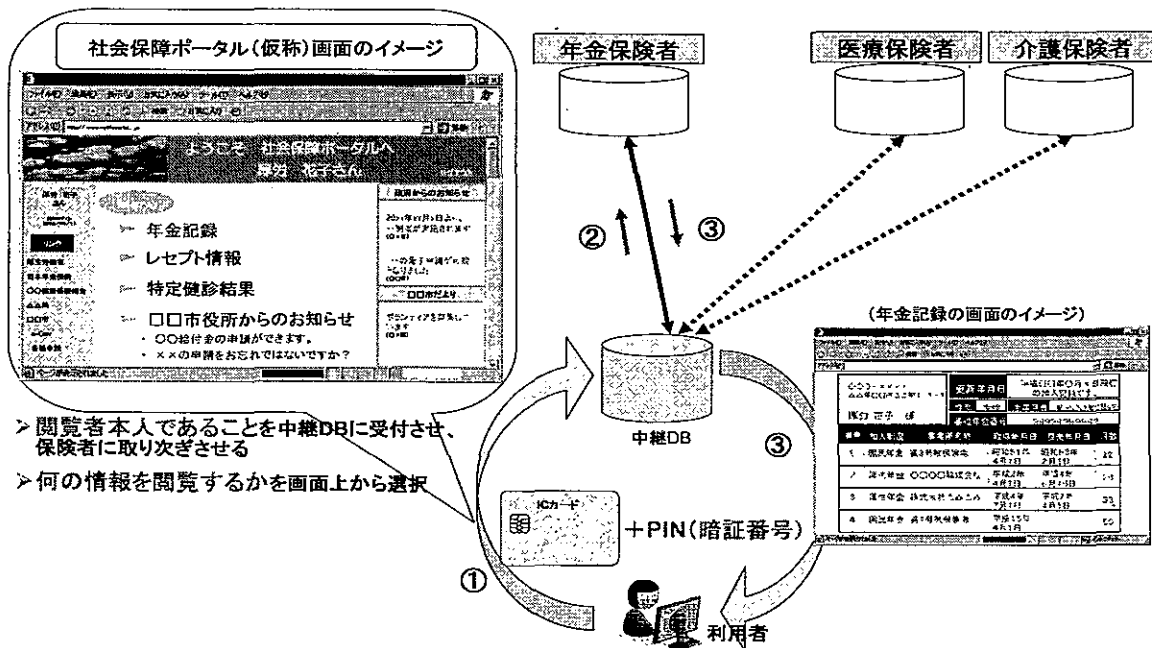
◆ 「本人を特定する鍵となる情報」(本人識別情報)と中継データベース(中継DB) (仮称)の活用により、プライバシー侵害・情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組み。

- ・ ICチップ内には、保険資格情報や閲覧情報を収録せず、本人識別情報(①公開鍵暗号の仕組み、②制度共通の統一な番号、③カードの識別子のいずれかと仮定)のみを収録し、視覚的に見えなくすることで、情報漏洩・偽造・不正利用を防止。
- ※ 医療、介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性等についても検討。
- ・ 中継DBは、本人識別情報及びそれと紐づけられた被保険者記号番号といった必要最小限の情報を持ち、保険資格情報や閲覧情報は保有しない(これらの情報は各保険者のデータベースが保有。各保険者は本人識別情報を保有しない。)
- ・ 情報へのアクセス記録を保存し、利用者が確認できる仕組みとすることなどにより、不正アクセスによる盗み見等の不正を抑制し、情報連携を制御。

◆ 利便性が高く効率的であり、かつ、社会的合意を前提としたより広い範囲の用途に対応できる仕組み。

- ・ 中継DBに新たなサービスについてのリンクを持たせることで、ICチップ内の情報を更新することなく、用途拡大が可能。

今回仮定した年金記録等の情報閲覧の仕組みのイメージ



- ① 利用者が、社会保障カードとパソコン等の端末を使って、社会保障ポータル(仮称)にアクセス。
- ② 利用者が、社会保障ポータル画面で閲覧したい情報を選択すると、中継DBが利用者が属する保険者のデータベースにアクセスし、開示を要求。
- ③ 保険者のデータベースは、中継DBからの要求が正当であることを確認して、利用者に情報を開示。

※ 社会保障ポータル(仮称)とは、中継DBと一体となって、利用者の閲覧要求等を中継する機能を持つ仕組み。